

令和7年度川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に関する事務について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者及び支給額）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者及び支給額の算定等については、令和7年度川崎市定額減税補足給付金（不足額給付）額算出等に係る事務実施要綱（以下「不足額給付額算出要綱」という。）に定める。

（支給の方式）

第4条 不足額給付額算出要綱第3条第1項に規定する者は、市長が別に定める確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、同項第1号に規定する者のうち、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）で、本市が調整給付金（当初給付分）の支給状況を把握することができない者又は本市が算定した支給額に重大な相違を認め、追加の給付（新たな給付を含む。）を求める者については、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 確認書又は申請書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号及び第3号に掲げる方式は、確認書又は申請書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設することが困難な場合、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）口座振込方式 本市が金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式

(2) 現金書留送付方式 本市が現金書留で送付することにより支給する方式

(3) 窓口現金交付方式 本市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、現住所が確認書又は申請書に記載する住所地と異なる者等から市長が別に定める送付先変更届出書の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書又は申請書を送付するものとする。

4 提出者は、申請書又は送付先変更届出書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 送付先変更届出書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行う。

第4条の2 市は、前条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等、又は令和6年度川崎市調整給付金（当初給付分）を支給した者であって、不足額給付額算出要綱第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、市長が別に定める支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、市長が別に定める調整給付金（不足額給付分）辞退届出書による受給の辞退又は市長が別に定める振込口座変更届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 前項の調整給付金（不足額給付分）受給辞退届出書又は振込口座変更届出書の提出は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行う。

4 提出者は、調整給付金（不足額給付分）受給辞退届出書又は振込口座変更届出書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 市長は、市長が別に定める日までに第2項に定める届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出等・受給）

第5条 支給対象者に代わり、代理人として前2条の規定による確認書、申請書、送付先変更届出書、調整給付金（不足額給付分）辞退届出書又は振込口座変更届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金（

不足額給付分)の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (2) 納税管理人(地方税法第300条第1項に定める者をいう。)
 - (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載する。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めると等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第1項第1号に掲げる者のうち親権者及び未成年後見人については戸籍謄本の写しにより、成年後見人については登記事項証明書の写しにより、保佐人及び補助人については登記事項証明書及び代理権目録の写しにより、第1項第2号の者については、納税管理人申告書(納税管理人承認申請書)の写しにより代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第6条 確認書及び申請書の郵送による提出期限は令和7年10月31日午前9時まで(川崎港郵便局留必着)とする。また電子申請による提出期限は令和7年10月31日午後11時59分までとする。

- 2 確認書及び申請書以外の確認書等の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第4条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金(不足額給付分)を支給する。

- 2 市長は、調整給付金(不足額給付分)の支給要件に該当するかを確認するために必要があると認めるときは、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることとする。また、申請者に対して、追加で資料の提出又は提示を求めることができるものとする。

(調整給付金(不足額給付分)の支給等に関する周知等)

第8条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書又は申請書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の提出期限までに確認書又は申請書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月29日から施行する。